

愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部 研究データポリシー 解説

本解説は、「愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部研究データポリシー」の補足として、ポリシー本文の背景、留意事項等を記載したものである。

1. 目的

愛知学院大学及び愛知学院大学短期大学部（以下「本学」という。）は、建学の精神「行学一体・報恩感謝」に基づき、真理の探究と学理の応用に努め、深く専門の学芸を教授研究し、その普及と実践を通じて社会に貢献することを目的としている。

これら本学の目的を実現するうえで、研究データの適切な取り扱いは学術の発展と社会的信頼の確保に不可欠であり、研究者の倫理的責任と学術研究機関の公共的役割の両立を図るものである。このため、本学が備えるべき研究データの管理・公開・利活用に関する基本方針を示した研究データポリシー（以下「ポリシー」という。）を以下のとおり定める。

(1) ポリシー策定の背景

近年のデータ駆動型研究の進展により、データを活用した新たな発見やイノベーションの促進等、多様な成果が生み出される状況にあつて、学術研究をさらに発展させ、その成果を活用して社会に還元するためには、オープンサイエンスを推進し、研究データを積極的に共有し、最大限利活用することが求められている。一方、研究活動のオープン化並びに国際化が進展する中で、資金や環境、信頼等の社会的負託を受けて行う研究活動において、健全性と公正性を確保するため、研究者には透明性の向上や研究成果に対する説明責任が求められている。

(2) ポリシー策定の目的

研究活動におけるデータの重要性は増大しており、学術研究をさらに発展させ、その成果を活用して社会に還元するためには、高い学術的意義を有する研究データの利活用を促進することが不可欠である。また、本学及び本学の研究者が、将来において、よりよい研究を行う基盤を確保するためには、研究データの扱いに関するポリシーを定め、それに従い、適切な研究データの管理、公開及び利活用が行われることが必要である。

本ポリシーは、本学の理念のもと、学術情報の共有、研究助成機関からの要請、研究再現性の確保等、オープンサイエンスの潮流から求められる機関内の研究データ管理体制を定めることを目的として策定する。

2. 研究データの定義

本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学の研究活動の過程で収集または生成された情報を指し、デジタル／非デジタルを問わない。

(1) 研究データ

研究データとは、研究活動を通じて得られたデータをいい、デジタルか否かは問わない。収集または生成したデータだけでなく、それらを解析または加工して作成したデータも含まれる。研究活動で取り扱うデータとしては、「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「臨床データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラムコード」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」、「デザイン」等がある。

(2) 本学に所属しない構成員に係る研究データの扱い

本ポリシーが対象とする研究データには、学外の研究者が、共同研究、施設利用、研究講演会等、本学における研究活動を通して収集又は生成したデータも含まれる。

3. 研究者の役割

本学の構成員であって、研究に携わる者（以下、「研究者」という。）は、研究データを適切に管理、保存することが、優れた研究を行う上で必要不可欠であると認識する。

(1) 研究に携わる者（研究者）

研究に携わる者（研究者）とは、本学における研究活動を担う者をいう。

具体的には、本学において研究活動を行う者であり、常勤、非常勤、学生等の身分を問わない。日本学術振興会特別研究員並びにこの研究機関にも所属していないが専ら本学の施設や設備を利用して研究に従事している者を含む。

学生については、研究指導教員（副研究指導教員がいる場合は同教員を含む。）の指導に基づいて研究データを適切に管理、保存する。

各種制度に基づいて受入れた本学所属ではない研究員、共同研究者については、関係者と協議の上、それぞれの研究データの管理に関する権利と役割の所在を明確にしておくことが望ましい。また、他機関

（大学、民間企業、その他機関）に所属する研究者等と共同研究を実施する場合は、本ポリシーの趣旨を踏まえ、研究データの管理に関する権利と責務の所在を契約等において明確にする。

(2) 研究者の転退出

研究データの管理に関する権利と責務を有する研究者は、他機関への転出において、転出前後において研究データの価値が失われないように所属組織や転出先機関の関係者等と協議の上、適切な研究データ管理の維持に努める。

研究者が退職等により研究活動を行わなくなる場合には、関係者と協議の上、研究データ管理権限の移譲または保持を含む、適切な措置を講ずる。

4. 研究データの管理等

研究データを収集または生成した研究者は、研究データの管理、公開および利活用の方法を、法令や関係する学内外の規則等の範囲内、ならびに他者の権利および法的利益を書さない範囲内において決定することができる。

(1) 原則

研究データを収集または生成した研究者は、原則として、それをどのように管理し、公開し、利活用させるかについて決定することができ、これらを本学が一方的に定めることはない。ただし、その決定は、法令及び本学の規程等を遵守（※）しなければならない。当該データについて第三者の著作物や個人情報が含まれるなど、第三者が権利や法的利益を持つ場合には、それらを害してはならない。「研究データの管理並びに公開及び利活用」に対する考え方は、研究分野によって異なる。本学は、研究分野及び研究者が多様であることから、研究データの管理並びに公開及び利活用に関して一律に扱うことはせず、それぞれの研究分野における研究倫理指針等、個々の事情を踏まえ、研究データ管理を実施する。

（※）研究データ管理に関連し、遵守すべき本学（法人を含む。）の規程等として、代表的なものを参考に示す。

- 学校法人愛知学院個人情報の保護に関する規程
- 学校法人愛知学院 情報セキュリティポリシー
- 愛知学院大学における研究者等の行動規範
- 愛知学院大学短期大学部における研究者等の行動規範
- 愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部オープンアクセスポリシー（※変更予定）
- 愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部機関リポジトリ管理運営規程（※変更予定）
- 愛知学院大学研究倫理規程
- 愛知学院大学における研究インテグリティの確保に関する規程
- 愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部安全保障輸出管理規程
- 愛知学院大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
- 愛知学院大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

(2) 研究データの管理

研究データ管理とは、研究活動の開始から終了までのデータの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等の取扱いを定め、以下に示す活動を実践することを指す。

- 研究データ管理計画（DMP）の策定とその計画に従った管理、研究計画変更に伴う DMP の修正
- 研究中の研究データの適切な保存・利用
- 研究終了時の研究データの保存・廃棄の選別、保存期間の設定・延長及び保存・廃棄の適切な実施

なお、研究データの保存・廃棄の選別や実施に関する方法や手順等について、分野特有の規程や慣例がある場合は、必要に応じて個別に定めることとする。

(3) メタデータの整備及び管理

研究データと併せて、メタデータの整備も行うことが望ましい。研究データのメタデータについては、令和 3 年 4 月 27 日の統合イノベーション戦略推進会議の「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」で提示された「メタデータの共通項目」に準拠することとする。

5. 研究データの公開と利活用

研究者は、それぞれの研究分野における特性を踏まえ、法令や関係する学内外の規則等によって制限される場合を除き、可能な限り研究データを公開し、その利活用を推進する。

(1) 研究データの公開方法

研究データをどのレベルで公開・共有するかについては、原則として、個々の研究者または研究プロジェクトが決定するものとする。公開の際は、本学においてさらに優れた研究成果を創出することを可能とするために、研究分野の特性や研究データの性質等を考慮し、適切な公開の時期及び最適な公開方法、利用条件を決定する必要がある。具体的には、以下のような事項について検討及び決定を行う。

- 適切な公開時期
契約等に基づくエンバゴ期間、あるいは戦略的なエンバゴ期間の設定等
 - 公開の範囲
関係者との共有、制限公開（学内のみ、申請者のみ等）、一般公開
 - 利用に関する条件及び手続き
二次利用の可否・商用利用や加工の可否等に係るライセンス表記、申請・許諾を必要とする場合の手続き方法
 - 公開先
公開するリポジトリ等の選択
 - その他の条件
利用許諾契約の要否、研究データを利用して創出された研究成果の扱い等
- 公開を進めるべきデータの例には以下のものがある。
- 論文投稿時に出版社側が求める根拠データ
 - 公表されているが容易には利用できないデータ（印刷体の出版物やオンラインデータベースの元データなど）

(2) 公開範囲の限定と知的財産戦略

法的並びに倫理的観点から公開できると判断された研究データであっても、研究成果の社会実装やさらなる研究推進のために、知的財産として法的な保護が必要な研究データも存在する。研究者は、オープンアクセス戦略に基づき、戦略的に公開の可否を判断することが求められる。

(3) 公開にあたって取り組むべき事項

公開できると判断された研究データを公開する際には、可能な限り「FAIR 原則」に則って公開することが望ましい。FAIR とは、「Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）」の略であり、FAIR 原則は現在オープンサイエンス推進にあたり、最低限でありながら広範囲に通用する原則として広く承認されている。

※ DOI:10.18908/a.2019112601

6. 学術研究機関としての本学の役割

本学は、研究データが、論文等と同様に、今後の学術や社会の発展に貢献する知の基盤の一つであるとの認識に基づき、研究データの管理、公開及び利活用とその環境整備に努めるとともに、研究者を支援する。

(1) 支援の意義

本ポリシーは、研究データの管理及び公開により、学術研究の発展を促進し、社会に貢献するとともに、本学及び本学の研究者が、将来においてよりよい研究を行うことを確保することを目的としている。本学は、本ポリシーの目的の達成に向けて、公正な研究活動の推進に取り組むとともに、研究者による研究データの利活用を促進し、その公開を支援する。環境整備に当たっては、FAIR 原則を念頭に支援を行う。

(2) 研究データの管理・公開・利活用に関する支援

本学が所属研究者に提供する支援内容として、以下のような事項に取り組んでいく。

- 研究データを管理するための管理基盤の整備
- 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画や行動の支援
- 研究データを公開するためのデータリポジトリの提供

データの管理、公開については、本学と研究者の協力体制のもと、実施していくこととする。

7. ポリシーの改訂

本学は、社会や学術状況の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

本ポリシーは、国の施策に基づき策定しているが、社会情勢、国の施策、関連法令の改正、学術を巡る状況の変化に応じて研究データの管理、公開、利活用のあり方は変容することが想定される。そこで、これら状況の変化を的確に捉え、個々の研究分野における法的及び倫理的要件を尊重した上で、本ポリシーについても、適宜見直しを行うものとする。

以上